

懲戒を加えることは認められていますが  
**体罰は絶対に許されません**

～懲戒と体罰の正しい理解のために～

**学校教育法 第11条**

校長及び教員は、教育上必要があると認めるときは、文部科学大臣の定めるところにより、児童、生徒及び学生に懲戒を加えることができる。

ただし、体罰を加えることはできない。

Q 体罰が許されないのはなぜですか

A 1 法律（学校教育法）で禁止されているからです。

児童生徒への指導に当たって、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても、絶対に行ってはなりません。

A 2 教育的にも、人権上も、配慮に欠けた行為だからです。

学校教育は、教員と児童生徒との信頼関係を基盤に行われるものであり、教員の暴力による体罰は、児童生徒の身体のみならず、心を傷つける許されない行為です。

また、体罰は、児童生徒や保護者との信頼関係を揺るがすことにつながりかねない、教育的にも、人権上も、配慮に欠けた行為です。

体罰による指導により、正常な倫理観を養うことはできず、むしろ児童生徒に力による解決の志向を助長させ、いじめや暴力行為などの土壌を生む恐れがあります。



**平成25年3月**  
**武蔵村山市教育委員会**

# 児童生徒の問題行動に対しては、毅然とした指導が必要です。

## 懲戒とは

### 子供のために・・・

- ◆ 有形力の行使以外の方法によるもので、肉体的苦痛を与えるものでないもの【体罰に該当しない例】
  - 放課後等に教室に残留させる
  - 授業中、教室内に起立させる
  - 学習課題や清掃活動を課す
  - 学校当番を多く割り当てる
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる
  - 当該授業に代わる指導が別途行われることを前提に、授業中、教室に入れず又は教室から退去させる
  - 児童生徒が学習を怠り、喧嘩その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合に、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し、教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させる
  - 教育活動全体に影響を及ぼす場合に、保護者等と連携を図り、一時的に携帯電話等を預かり置く など

懲戒を通じて、児童生徒が自己教育力や規範意識を身に付けることができるようにする必要があります。

一時の感情に支配されて、安易な判断のもとで懲戒が行われることがないように留意し、家庭との十分な連携を通じて、日頃から教員等、児童生徒、保護者間の信頼関係を築いておくことが大切です。

## 体罰とは

### 感情的に・・・

- ◆ 身体に対する侵害を内容とするもの
  - 殴る ○ 蹴る など
- ◆ 肉体的苦痛を与えるもの
  - 正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる
  - 用便のために室外に出ることを許さない
  - 食事時間を過ぎても長く留め置く など
- ◆ やむを得ない有形力の行使が体罰に該当しないもの
  - 児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使
  - 他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使

部活動等、スポーツ指導において、「強くなるためには、厳しさに耐えることが必要である」といったいわゆる勝利至上主義に陥ることなく、児童生徒の生涯全体を視野に入れて、発達の段階に応じた心身の成長を促すことが大切です。

体罰は、教員が児童生徒への指導に苦慮している状況の中で生じることも多いことから、日頃から教員同士が相談しやすい環境を作ることや、学校組織全体による指導体制を構築することが大切です。

訊問のために放課後児童を学校に留めることは、それが非行者ないし非行の内容を明らかにするために必要であるかぎり、合理的な範囲において許される。

（「児童懲戒権の限界について」昭23.12 法務庁法務調査意見長官回答）

懲戒の方法・形態としては単なる口頭の説教のみにとどまることなく、そのような方法・形態の懲戒によるだけでは微温に過ぎて感銘力に欠け、生徒に訴える力に乏しいと認められる時は、教師は必要に応じ生徒に対して一定の限度内で有形力を行使することも許される。

（東京高裁 昭56.4）

小学校の教師が悪ふざけをして逃げた小学校二年生男子を追いかけて捕まえ、胸元をつかんで壁に押し当て、大声で叱った行為は、その目的、態様、継続時間等からして、許される教育的指導の範囲を逸脱せず、体罰に該当しない。

（最高裁判決 平21.4）

教員の生徒に対する懲戒行為としての有形力の行使が、殴打・足蹴りなど生徒の身体に障害の結果を生じさせるようなものである場合には、民法上の不法行為となる。

（浦和地裁判決 平2.3）

中学校教師が、家庭訪問の際に生徒に対し行った暴行（体罰）については、生徒が被った損害を国家賠償法第一条に基づき賠償すべき責任を負う。

（大阪地裁判決 平9.3）

私立高校の女子生徒が、学年集会の場で横を向いて話を聞いていたとの理由で教師に暴行され受傷したことについては、学校に使用者責任がある。

（千葉地裁判決 平10.3）

体育大会練習時にダウン症児（中二）の座り込みに対し教師の加えた殴打は、単なる暴力行為であり、防衛力の乏しい障害児の衝撃は、健常児に比してはるかに深刻である。

（神戸地裁判決 平17.11）

◆ 教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の様態等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要があります。

◆ 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要です。

※ 本紙面で、◆及び○で示している内容は、平成19年2月5日付18文科初第1019号「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について（通知）」（⇒本資料裏面参照）に基づいて、記載しています。

※ 参考として判例を掲載しましたが、裁判は、事例が発生した状況等に基づき、個々に判決が示されるものであるため、他の教員が他の児童生徒に対して行った類似の行為が、体罰か体罰に該当しないかを明らかにしているものではありません。

## 学校教育法第11条に規定する児童生徒の懲戒・体罰に関する考え方

(「問題行動を起こす児童生徒に対する指導について(通知)」(平成19年2月5日付18文科初第1019号) 別紙)

### 1 体罰について

- (1) 児童生徒への指導に当たり、学校教育法第11条ただし書にいう体罰は、いかなる場合においても行ってはならない。教員等が児童生徒に対して行った懲戒の行為が体罰に当たるかどうかは、当該児童生徒の年齢、健康、心身の発達状況、当該行為が行われた場所的及び時間的環境、懲戒の態様等の諸条件を総合的に考え、個々の事案ごとに判断する必要がある。
- (2) (1)により、その懲戒の内容が身体的性質のもの、すなわち、身体に対する侵害を内容とする懲戒(殴る、蹴る等)、被罰者に肉体的苦痛を与えるような懲戒(正座・直立等特定の姿勢を長時間にわたって保持させる等)に当たると判断された場合は、体罰に該当する。
- (3) 個々の懲戒が体罰に当たるか否かは、単に、懲戒を受けた児童生徒や保護者の主観的な言動により判断されるのではなく、上記(1)の諸条件を客観的に考慮して判断されるべきであり、特に児童生徒一人一人の状況に配慮を尽くした行為であったかどうか等の観点が重要である。
- (4) 児童生徒に対する有形力(目に見える物理的な力)の行使により行われた懲戒は、その一切が体罰として許されないというものではなく、裁判例においても、「いやしくも有形力の行使と見られる外形をもった行為は学校教育法上の懲戒行為としては一切許容されないとすることは、本来学校教育法の予想するところではない」としたもの(昭和56年4月1日東京高裁判決)、「生徒の心身の発達に応じて慎重な教育上の配慮のもとに行うべきであり、このような配慮のもとに行われる限りにおいては、状況に応じ一定の限度内で懲戒のための有形力の行使が許容される」としたもの(昭和60年2月22日浦和地裁判決)などがある。
- (5) 有形力の行使以外の方法により行われた懲戒については、例えば、以下のような行為は、児童生徒に肉体的苦痛を与えるものでない限り、通常体罰には当たらない。
  - 放課後等に教室に残留させる(用便のためにも室外に出ることを許さない、又は食事時間を過ぎても長く留め置く等肉体的苦痛を与えるものは体罰に当たる)。
  - 授業中、教室内に起立させる。
  - 学習課題や清掃活動を課す。
  - 学校当番を多く割り当てる。
  - 立ち歩きの多い児童生徒を叱って席につかせる。
- (6) なお、児童生徒から教員等に対する暴力行為に対して、教員等が防衛のためにやむを得ずした有形力の行使は、もとより教育上の措置たる懲戒行為として行われたものではなく、これにより身体への侵害又は肉体的苦痛を与えた場合は体罰には該当しない。また、他の児童生徒に被害を及ぼすような暴力行為に対して、これを制止したり、目前の危険を回避するためにやむを得ずした有形力の行使についても、同様に体罰に当たらない。これらの行為については、正当防衛、正当行為等として刑事上又は民事上の責めを免れうる。

### 2 児童生徒を教室外に退去させる等の措置について

- (1) 単に授業に遅刻したこと、授業中学習を怠けたこと等を理由として、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させ、指導を行わないままに放置することは、義務教育における懲戒の手段としては許されない。
- (2) 他方、授業中、児童生徒を教室に入れず又は教室から退去させる場合であっても、当該授業の間、その児童生徒のために当該授業に代わる指導が別途行われるのであれば、懲戒の手段としてこれを行うことは差し支えない。
- (3) また、児童生徒が学習を怠り、喧騒その他の行為により他の児童生徒の学習を妨げるような場合には、他の児童生徒の学習上の妨害を排除し教室内の秩序を維持するため、必要な間、やむを得ず教室外に退去させることは懲戒に当たらず、教育上必要な措置として差し支えない。
- (4) さらに、近年児童生徒の間に急速に普及している携帯電話を児童生徒が学校に持ち込み、授業中にメール等を行い、学校の教育活動全体に悪影響を及ぼすような場合、保護者等と連携を図り、一時的にこれを預かり置くことは、教育上必要な措置として差し支えない。

【担当】 武蔵村山市教育委員会 教育指導課

〒208-8501 武蔵村山市本町1-1-1

電話 042-565-1111 (内線 435・438)